

横手市公共施設自動販売機設置事業者募集要項

横手市では、飲料自動販売機を横手市公共施設内に設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

1 入札物件

入札物件は、自動販売機の設置に係る市有財産貸付物件一覧表（別紙1）のとおり

2 日程

項目	日 程
入札参加申込期間	令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）まで
入札期間	入札参加資格確認通知書到着後から令和8年2月24日（火）まで
開札日	令和8年2月26日（木）午後4時00分
開札場所	横手市役所本庁舎5階 第6委員会室
契約の締結期限	令和8年3月13日（金）まで

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号および第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団と密接な関係を有しないこと。
- (3) 横手市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 法人にあっては横手市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては横手市内で業を営んでいること。

4 貸付の条件等

(1) 契約内容

この契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付けとする。自動販売機の設置に当たり、横手市と設置事業者との間で自動販売機の設置に係る市有財産賃借契約書（別紙2）を締結する。

(2) 貸付期間

貸付期間は、自動販売機の設置に係る市有財産貸付物件一覧表（別紙1）の貸付期間欄のとおりとする。

契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はしないものとする。

(3) 貸付料等

① 貸付料

落札金額を1年間の貸付料とする。ただし、消費税が課税となる物件につい

ては、消費税及び地方消費税を加算した額を1年間の貸付料とする。なお、貸付料は別途発行する納入通知書により年度毎に指定期日までに納入すること。

② 必要経費等

自動販売機の設置、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。電気料は設置事業者が子メーターを設置（※計量法第16条を順守すること）のうえ、別途発行する納入通知書により指定期日までに納入すること。
(電気料の算定方法:電気料= {月間消費電力量×料金単価} ± 燃料費調整額等)

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

- ① 入札物件を自動販売機設置業務以外の用途に供してはならない。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は、転貸してはならない。
- ③ 横手市自動販売機の設置に係る市有財産貸付仕様書（別紙3）および自動販売機の設置に係る市有財産貸付物件一覧表（別紙1）の特別仕様欄記載の仕様に基づくこと。販売品目は飲料（酒類又はその類似品を除く）とする。販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

- ① 自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において行うこと。常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。
- ③ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ④ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 上記を含む自動販売機の維持管理については、自動販売機の設置に係る市有財産賃借契約書（別紙2）及び横手市自動販売機の設置に係る市有財産貸付仕様書（別紙3）の内容をすべて遵守すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したときは、指定期日までに原状回復すること。

5 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

- ① 申込受付期間
令和8年1月26日（月）から2月9日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出先

〒013-8601

秋田県横手市中央町8番2号

横手市財務部財産経営課財産活用係（本庁舎2階）

(2) 必要書類（各1部）

- ① 入札参加申込書（様式1）
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 商業登記簿謄本又はその写し（法人の場合のみ）
 - ④ 住民票抄本又はその写し（個人の場合のみ）
 - ⑤ 市区町村税に係る直近年度分の納税証明書（滞納がないことの証明）又はその写し
 - ⑥ 印鑑登録証明書又はその写し（法人の場合は印鑑証明書）
- ※証明書（③、④、⑤、⑥）については申込日前3か月以内に発行されたもの
※入札参加申込書、誓約書は市ホームページから入手すること

(3) 注意事項

- ① 必要書類は、「5 入札参加申込手続き」の「(1) 申込方法②提出先」記載の提出先まで持参するか、郵送により提出すること。
- ② 郵送する場合は、封筒（表）に「入札参加申込書在中」と朱書きすること。
- ③ 期限までに到達しない申込、必要書類の添付されていない申込は無効とする。

(4) 入札参加資格確認通知について

- ① 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に通知を行う。
- ② 提出された申込書等の審査結果により入札参加資格を有しないと決定された場合、その者にはその理由を明らかにした通知を行う。
- ③ ②の通知を受けたものは、当該通知の日の翌日から起算して2日（横手市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、資格なしと決定された理由についての説明を書面により請求することができる。なお、②の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、苦情の申し立てを書面により行うことができる。
- ④ 入札参加資格確認通知等は、令和8年2月17日（火）までに郵送で行う。

(5) 質問受付及び回答について

横手市公共施設自動販売機設置事業者募集に関する質問がある場合は、以下のとおり受付・回答を行う。

- ① 受付期限
令和8年2月9日（月）午後5時まで
- ② 質問方法
 - ア. 質問票（様式3）に必要事項を記入し、電子メールにより提出
 - イ. 質問フォームにより電子申請
- ③ 回答方法と時期
令和8年2月17日（火）より市ホームページにて公表する。
(質問した企業名・団体名等は公表しない。)

6 入札の手続き

(1) 入札方法

入札は、「簡易書留」又は「特定記録」郵便による郵送により行う。

(2) 入札期間

入札参加資格確認通知書到着後から令和8年2月24日（火）午後5時まで（必着）

※上記期間後に到着した入札書は無効とする。

※入札書の到着確認の問い合わせについては対応しないものとする。

(3) 提出先

〒013-8601

秋田県横手市中央町8番2号

横手市財務部財産経営課財産活用係（本庁舎2階）

(4) 必要書類

① 入札書（様式4）

※入札書に記載する入札金額は、1物件1年間の貸付料の金額を記載すること。

なお、消費税課税物件については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）が契約金額となるため、入札に際し、見積もった貸付料の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② くじ値（様式5）

③ 入札辞退届（様式6）（※入札を辞退する場合、物件番号ごとに必要）

※入札書、くじ値、入札辞退届は市ホームページから入手すること。

(5) 注意事項

① 二重封筒（内封筒及び外封筒）にて郵送すること。

② 内封筒には、入札書およびくじ値を入れて封印（入札参加申込時に登録された印鑑を使用）し、開札日、入札名および物件番号を記載のうえ、封筒（表）に「入札書在中」と朱書きすること。

③ 入札書・くじ値・二重封筒（内封筒・外封筒）の記載等については、市ホームページにある記載例を参照すること。

④ 入札書の書換え、引換え又は撤回はできないため、十分注意すること。

(6) 入札保証金

横手市契約規則第11条第3項第3号の規定に基づき、入札保証金は、免除とする。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする

(1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札

(2) 同一の入札物件に2以上の入札をした者の入札

(3) 同一の入札物件に他の設置事業者の代理人を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札

(4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(5) 入札書の記載事項欠落、判読できない入札、入札金額を訂正した入札

(6) 記名押印を欠く入札

(7) その他指定した以外の方法による入札

8 開札

(1) 開札日時

令和8年2月26日(木) 午後4時00分から

- (2) 開札会場
横手市役所 本庁舎5階 第6委員会室

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。なお、複数区画のある物件については、区画数に応じて落札金額が高い者から順に落札者とする。
- (2) 入札金額が同額で落札者を決定できない場合は、次の手順により落札者を決定する。
- ① 同札者に入札書到着順に0から番号を付ける。
 - ② 入札者のくじ値(3桁の数字)を全て加算する。
 - ③ ②で加算した数字を同札者数で除算して余りを出す。
 - ④ ③で出した余りの数字と①の番号が一致した者を落札者とする。
- (3) 複数区画のある物件の区画の決定については、落札金額が高い者から順に入札書記載の希望設置区画に従い決定する(落札者が設置できる区画は、1物件につき1区画とする)。なお、落札金額が同額の場合は、上記9(2)記載の手順により区画を決定する順番を決めるものとする。
- (4) 落札決定後の辞退はできない。

10 開札結果の通知

開札の結果は、市ホームページにて公表する。

11 契約の締結等

- (1) 契約の締結
落札者は、市有財産貸付申請書を提出のうえ、令和8年3月13日(金)までに横手市と市有財産賃貸借契約を締結する。なお、契約締結に関する必要な費用は、落札者の負担とする。
※市有財産貸付申請書は、市ホームページから入手すること。
- (2) 契約保証金
横手市契約規則第50条第3項第3号の規定に基づき、契約保証金は、免除とする。

12 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、横手市契約規則(平成17年横手市規則第58号)、横手市財産規則(平成17年横手市規則第59号)、その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 募集に関する問い合わせ先
〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号
横手市 財務部 財産経営課
TEL : 0182-35-2168 FAX : 0182-32-4655
Email : kanzai@city.yokote.lg.jp